

公益財団法人日弁連法務研究財による認証評価結果について

本年3月29日、公益財団法人日弁連法務研究財による認証評価結果が公表され、本法科大学院について、同財団が定める法科大学院評価基準のうち1-3（自己改革）及び9-1（法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉）の基準を満たしていないとの評価が示されました。その理由とするところは、自己改革の取り組みの多くが2015年度以降に行われ、内容として十分ではなく、その実施が遅きに失しているとのこと。この2つの基準以外の法科大学院評価基準（入学者選抜、教育体制、教育内容、カリキュラム、授業、学習環境・人的支援体制及び成績評価・修了認定）はすべて満たしているながら、自己改革の取り組みが遅きに失した（2013年頃から行われるべき）ということで不適合との評価がなされています。

しかしながら、この認証評価結果については理解しがたい点が多く、そもそも法科大学院認証評価は評価実施年度における評価基準を満たしているかを評価するものであり、問題点があるならばそれを指摘した上で、より良い教育を目指すための指針ともなるべきものです。また本法科大学院は過去2度、法科大学院認証評価を受け、いずれも何の留保事項もなく適合との評価を受けております。にもかかわらず、自己改革の取り組みが遅きに失し、2013年頃から行われるべきとの指摘は、過去のこの時点では適合とされた評価自体を否定するものであります。また今回の認証評価基準が公表されたのは2015年暮れであり、その基準に従った法科大学院認証評価が行われるようになったのは2016年度下期からですが、それ以前の時点において今回の評価基準に基づく改革がなされるべきであった、それ以降の時点での本法科大学院の取り組みは遅きに失したものの評価は、到底承服できるものではありません。

この点以外にも適切な理由がなされていない評価や改善に向けての指針とは言いがたいような指摘も多く見られますので、これらを取りまとめた上で異議申立てを行うべく準備を進めております。

もっとも、認証評価結果そのものについては真摯に受け止める必要があり、評価報告書で指摘された問題点や指摘事項、さらに改善意見も多くありますが、これらのほとんどすべてについて、現時点で既に適切な対応が完了しております。

以上のような次第ですので、本法科大学院の新入生を含めた在学生及び修了生の皆さんにおかれましては、いままで通り安心して勉学に集中していただくようお願い申し上げますとともに関係各位のご理解をお願いする次第です。

2018年（平成30年）3月31日

専修大学大学院法務研究科長（法科大学院長）

佐野 裕志